

改革検証特別委員会 基本方針

社会福祉法人焼津市社会福祉協議会

1 目的

本会は、昭和 26 年 10 月に任意団体として発足しました。昭和 45 年 7 月に社会福祉法人として認可されました。

以来、地域福祉の中心的な担い手として事業を展開してきました。

昨今の少子高齢社会という大きな社会変化の中、平成 12 年度から始まった介護保険制度による介護事業の実施、焼津市総合福祉会館や大井川福祉センターの管理受託、平成 18 年度から焼津市北部及び大井川地域包括支援センターの受託運営、平成 22 年度から放課後児童クラブの受託運営などにより、その組織規模を拡大してきました。

しかしながら、組織規模の拡大に見合った管理体制の整備に遅れが見られたことも事実であります。

そのような中、平成 25 年 3 月に本会元職員による不祥事が発生し、改めて、組織体制や事務事業について検証するとともに、改革が求められています。

そこで、今後の社協の持続的かつあるべき姿を有識者に検討いただく。

2 改革検証特別委員会の設置

上記の目的を達成するため、有識者で構成する「改革検証特別委員会」を設置する。